

平成 22 年 3 月 12 日

納税環境整備小委員会 運営要領

1. 設置期間

納税環境整備小委員会の設置期間は、平成 22 年 3 月 12 日より 1 年間とする。

2. 委員会の任務

納税環境整備小委員会においては、平成 22 年度税制改正大綱の第 3 章「1. 納税環境整備」の部分に記載された項目のうち、1 年以内を目途に結論を出すこととされたものについて、専門的・実務的観点から論点整理の素案の作成を行なう。

3. 定例会合日

毎週木曜日（10：00～12：00）を定例日とする。ただし、具体的な開催日程は、座長が各委員の日程を斟酌して決定する。

4. 場所

原則として、財務省内で行う。

5. 開催等

会議は、座長が主催する。

なお、各委員は、座長の許可を得て、会議に資料の提出を行うことができる。

6. 公開

会議は、非公開とする。

議事要旨を作成し、公開する。

資料については、座長が認めたものについて、公表する。

ただし、各委員が提出した資料については、原則として公表しない。

7. 庶務

庶務は、財務省主税局及び総務省自治税務局の協力を得て、内閣府において処理する。

8. その他

その他必要な事項は、座長が定める。